

平成23年12月5日（月）

訪問系サービスにかかる報酬について ＜論点等＞

居宅介護の報酬に係る論点

【時間区分】

- ① 毎年増加している居宅介護利用者に対し、利用者のニーズに応じた家事援助サービスを提供し、

限られた人材により、より多くの利用者が家事援助を利用することができるよう、介護保険における見直しの検討も踏まえ、家事援助の時間区分を30分間隔の区分けから、15分間隔の区分けに見直してはどうか。

なお、介護給付費分科会において、「生活援助については複数行為を組み合わせで行われることが多いが、一つの行為は15分未満ですむ場合もあり、組み合わせによっては30～40分程度になる。」と示されており、障害福祉の家事援助サービスにおいても、内容や所要時間等は大きな差異がないと考えられる。

「家事援助」の時間区分の見直し（案）

【現行】

30分未満

30分以上60分未満

60分以上90分未満

(90分以降についても30分毎に設定)



【見直し案】

30分未満

30分以上45分未満

45分以上60分未満

60分以上75分未満

75分以上90分未満

(90分以降についても15分毎に設定)

時間区分毎の算定回数

30分未満	186,560回/月
30分以上1時間未満	375,099回/月
1時間以上1時間30分未満	266,389回/月
1時間30分以上	90,275回/月

② 介護保険の訪問介護において、身体介護の単位として20分未満の区分を創設し、定期巡回・随時対応サービスへの移行を想定した検討を行っているが、訪問系サービスの居宅介護において身体介護の20分未満の短時間区分について、どう考えるか。

「身体介護」の報酬単価

30分未満(※)
 30分以上60分未満
 60分以上90分未満
 (90分以上については省略)
 ※日中は20分以上が原則。
 夜間・深夜・早朝の時間帯(18:00～翌8:00)
 は、20分未満であっても算定可能

時間区分毎の算定回数

30分未満	485,258回/月
30分以上1時間未満	429,188回/月
1時間以上1時間30分未満	149,813回/月
1時間30分以上2時間未満	81,555回/月
2時間以上2時間30分未満	18,631回/月
2時間30分以上3時間未満	25,159回/月
3時間以上	10,369回/月

居宅介護の報酬に係る要望

【報酬関係】

- 報酬単価が低く、ヘルパーの方への支給は介護保険と同じように時給計算し支払いをしている。
(日本身体障害者団体連合会)
- 前事業所からのケア引き継ぎのための同行に報酬を付けて貰いたい。(日本身体障害者団体連合会)
- 担当者介護、ケア会議に報酬を付けて欲しい。(日本身体障害者団体連合会)
- キャンセル料金の支払いに利用者からの理解を頂くことが難しい場合もあり、その際は支払いをして貰えず、ヘルパーの支払いを事業所で負担せざるを得ない。(日本身体障害者団体連合会)

【利用範囲関係】

- 重度訪問介護の単価が居宅介護単価より低いためか、重度訪問介護を敬遠する事業者があると聞きます。重度者が在宅生活を維持するためには長時間にわたる支援が必要です。重度訪問介護の利用を進めるためにも単価の見直し、また緊急措置として居宅介護の継続利用を検討して下さい。
(全国肢体不自由児・者父母の会連合会)
- 施設利用者の帰省時などに、自宅での入浴介助、自宅からの外出時の介護等について、居宅介護が利用できるようにして下さい。(全国肢体不自由児・者父母の会連合会)

重度訪問介護の報酬に係る論点

【特定事業所加算の経過措置】

- ① 平成24年3月31日までの経過措置とされている特定事業所加算基準の人材要件のうち、サービス提供責任者について、経過措置の期間延長をどう考えるか。
- ② また、経過措置の期間を延長する場合、一定の見直しについても検討してはどうか。

○ 重度訪問介護における特定事業所加算の人材要件

【現在】

- 全てのサービス提供責任者が
3年以上の実務経験を有する介護福祉士
又は、
5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者
又は、
5年以上の実務経験を有する1級課程修了者
- 100分の**50**以上のサービス提供責任者が
3000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する
(H24.3.31までの経過措置)



【検討案】

- 全てのサービス提供責任者が
3年以上の実務経験を有する介護福祉士
又は、
5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者
又は、
5年以上の実務経験を有する1級課程修了者
- 100分の**〇〇**以上のサービス提供責任者が
〇〇〇〇時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する
(H27.3.31までの経過措置)

経過措置による特定事業所加算取得事業所数

	A県	B県
特定事業所加算(Ⅰ)対象	35事業所	7事業所
上記のうち、経過措置対象	12事業所 (34.3%)	0事業所 (0%)
特定事業所加算(Ⅱ)対象	0事業所	23事業所
上記のうち、経過措置対象	0事業所 (0%)	0事業所 (0%)

※出所:障害福祉課調べ

重度訪問介護の報酬に係る要望

【報酬関係】

- 重度訪問介護については、特に深夜帯ケア派遣等、報酬単価が低く事業所運営が厳しい現状がある。
(日本身体障害者団体連合会)
- 長時間介護を必要とする障害者の地域での生活を支えるために、重度訪問介護を行う事業所整備と介護者確保ができるよう、さらなる報酬単価の改善をお願いします。(DPI日本会議)
- 重度訪問介護の単価が居宅介護単価より低いためか、重度訪問介護を敬遠する事業者があると聞きます。重度者が在宅生活を維持するためには長時間にわたる支援が必要です。重度訪問介護の利用を進めるためにも単価の見直し、また緊急措置として居宅介護の継続利用を検討して下さい。
(全国肢体不自由児・者父母の会連合会)
- 重度訪問介護の報酬単価は身体介護の半分以下の水準であり、安定的な経営が困難なため、サービス提供する事業所が僅かであり、報酬単価が低いため、賃金も低く人材確保が困難であり、今働いているヘルパーは過重労働かつ高い離職率の悪循環であるため、利用者が必要なサービス提供を安定して受けられるように重度訪問介護の基本的な報酬単価水準を引き上げが必要である。
(全国自立生活センター協議会)
- 重度訪問介護の報酬単価は8時間以上を連続して提供する長時間のサービスを想定しているが、本来の制度趣旨を曲げて、低い単価設定を使い予算を削るために短時間のサービス提供に重度訪問介護を支給決定する市町村が存在する。1回1～2時間のサービスでは人材確保も難しく、採算も取れないため、1回あたりの提供時間が8時間未満の場合、短時間であればあるほど時間あたりの報酬単価が高くなる仕組みが必要である。(全国自立生活センター協議会)

【経過措置関係】

- 重度訪問介護の特定事業所加算のサービス提供責任者要件について、重度訪問介護で3,000時間の実務経験を有するサービス提供責任者でも可とする経過措置が平成24年3月31日で終結してしまうが、この経過措置を延長していただきたい。（全国脊髄損傷者連合会）

行動援護の報酬に係る論点

【特定事業所加算の経過措置】

- ① 平成24年3月31日までの経過措置とされている特定事業所加算基準の人材要件において、経過措置の期間延長をどう考えるか。
- ② また、経過措置の期間を延長する場合、一定の見直しについても検討してはどうか。

○ 行動援護における特定事業所加算の人材要件

【現在】

全てのサービス提供責任者が
3年以上の実務経験を有する介護福祉士
又は、
5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者
又は、
5年以上の実務経験を有する1級課程修了者
又は、

行動援護従業者養成研修課程を修了している。

(H24.3.31までの経過措置)

【見直し案】

全てのサービス提供責任者が
3年以上の実務経験を有する介護福祉士
又は、
5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者
又は、
5年以上の実務経験を有する1級課程修了者
又は、

〇年以上の実務経験を有する行動援護従業者養成研修課程修了者
(H27.3.31までの経過措置)



各サービスの事業所数

居宅介護	15,149事業所	119,226人
重度訪問介護	5,013事業所	8,262人
行動援護	1,029事業所	5,638人

※出所:国保連データ(平成23年4月)

経過措置による特定事業所加算取得事業所数

	A県	B県
特定事業所加算(Ⅰ)対象	3事業所	6事業所
上記のうち、経過措置対象	0事業所 (0%)	0事業所 (0%)
特定事業所加算(Ⅱ)対象	6事業所	4事業所
上記のうち、経過措置対象	0事業所 (0%)	0事業所 (0%)

※出所:障害福祉課調べ 7

行動援護の報酬に係る要望

【対象者関係】

- 行動援護は肢体不自由者にとっても、社会参加に必要な支援です。利用を認めてください。
(全国肢体不自由児・者父母の会連合会)

【経過措置関係】

- 行動援護は事業所が増えず利用が停滞している。サービス提供責任者要件の経過措置を継続し普及を図ること。(全日本手をつなぐ育成会)

訪問系サービス全般の報酬に係る論点

【サービス提供責任者】

- ① サービス提供責任者の要件である「ヘルパー2級課程修了者であって実務経験3年以上」については、「暫定的な要件※」とされている。

介護給付費分科会において、サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、当該暫定措置の段階的解消の検討が行われているが、障害福祉分野においてどう考えるか。

※(暫定的な取扱いに係る留意点)

2級課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護従業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に介護職員基礎研修若しくは1級課程の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発1206001通知))

【参考】介護保険での段階的な廃止(案)

平成24年度	～	平成26年度まで	10%減算
平成27年度	～	平成29年度まで	10%+ α 減算(減算率は次期改定時に検討)
平成30年度			サービス提供責任者の任用要件から「実務経験3年以上の訪問介護員2級課程修了者」を廃止

○ 訪問介護と居宅介護における従業者要件の比較

訪問介護(介護保険法)	居宅介護(障害者自立支援法)
介護福祉士	介護福祉士
介護職員基礎研修	介護職員基礎研修
訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修1級課程	訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修1級課程
訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修2級課程	訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修2級課程
訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修3級課程	訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修3級課程
※ 3級についてはH21年4月より報酬算定外	※ 3級については報酬を30%減算

② 介護給付費分科会において、サービス提供責任者の主たる業務である訪問介護計画の作成に応じた適切な員数を配置するため、利用者数に応じた配置基準の見直しを検討が行われているが、障害福祉分野においてどう考えるか。

【参考】介護保険での配置基準の見直し(案)

<p>(現行) サービス提供時間 450時間ごとに1人 訪問介護員の数 10人ごとに1人</p>		<p>(見直し案) 利用者〇〇人ごとに1人</p>
--	---	--

○ 利用者数については現状を踏まえ40人程度としてはどうか。
 ※ 非常勤のサービス提供責任者が認められる範囲については現行どおりとする。

○ 訪問介護と居宅介護におけるサービス提供責任者の配置基準の比較

介護保険法	障害者自立支援法	
訪問介護	居宅介護・行動援護・同行援護	重度訪問介護
<p>【配置基準】 事業の規模に応じて1人以上。 ※ 管理者との兼務可。</p> <p>次のいずれかに該当する員数を置くこと。 ① 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が概ね<u>450時間又はその端数を増すごとに1人以上</u> ② 当該事業所の従業者の数が<u>10人又はその端数を増すごとに1人以上</u></p>	<p>【配置基準】 事業の規模に応じて1人以上。 ※ 管理者との兼務可。</p> <p>次のいずれかに該当する員数を置くこと。 ① 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が概ね<u>450時間又はその端数を増すごとに1人以上</u> ② 当該事業所の従業者の数が<u>10人又はその端数を増すごとに1人以上</u></p>	<p>【配置基準】 事業の規模に応じて1人以上。 ※ 管理者との兼務可。</p> <p>次のいずれかに該当する員数を置くこと。 ① 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が概ね<u>1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上</u> ② 当該事業所の従業者の数が<u>20人又はその端数を増すごとに1人以上</u></p>

同行援護の報酬に係る要望

【同行援護関係】

- 同行援護の報酬として、身体介護を伴う場合、所要時間30分以上1時間未満の場合402単位であるのに対し、身体介護を伴わない場合は、197単位と報酬単位に大きな差があることについて、見直しを図り、同行援護事業の報酬を一律、身体介護を伴う場合の報酬基準に合わせる必要がある。
(日本盲人会連合)
- 知的障害者の行動援護の場合、身体介護の有無は関係なく一律とされていることを踏まえ、視覚障害者の同行援護も一律化を図って頂くと共に、自立支援給付としての通院等介助を廃止し、同行援護に含むように切望します。(日本盲人会連合)
- 視覚障害者ガイドヘルパー（同行援護従業者）の減少と資質低下は、この報酬制度と関係がないとはいえ、ガイドヘルパー（同行援護従業者）の報酬が少ないことが、必要人員の確保にも影響を及ぼし、事業所の減少につながっていると考えられる。(日本盲人会連合)

重度障害者等包括支援の報酬に係る要望

【重度障害者等包括支援関係】

- 重度訪問介護同様に、居宅介護単価より低いため進んでいません。単価の見直しをお願いします。
(全国肢体不自由児・者父母の会連合会)